

納付額確認書を発送します

問 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について
保険年金課 ☎(55)71119
介護保険料について
高齢福祉課 ☎(55)7116

平成30年中に納めていただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付額確認書を1月下旬に送付する予定です。

この納付額確認書は、確定申告などの際に、社会保険料控除としてご使用いただくものです。

給与支払報告書の提出は1月31日(木)までに

問 国税務課 ☎(55)7123

給与の支払いをする方で給与所得から源泉徴収をする義務のある方は、給与の支払いを受ける者が1月1日現在に住んでいる市町村に給与支払報告書を提出することになっています。

平成30年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて市町村別に提出してください。年の途中で退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

エルタックスのご利用を

市では、地方税ポータルシステム(エルタックス)での電子申告をご利用いただけるようになっていきます。

http://www.eltax.jp/

高額療養費の外来年間合算制度

問 保険年金課 ☎(55)7119

平成29年8月に、70歳以上の方の高額療養費の制度見直しに伴い、年間を通して高額な外来診療を受けている方の負担が増えないよう、自己負担額の年間上限の制度が設けられました。

▼内容／基準日に、高額療養費の自己負担限度額の区分が一般または非課税世帯に属する70歳以上の方で、計算期間に外来診療の自己負担額の合計が、年間上限を超える場合に、その超過した額を支給

▼計算期間／平成29年8月1日～平成30年7月31日

▼基準日／平成30年7月31日

▼年間上限額／14万4千円

※ただし、計算期間に月毎の高額療養費が支給されている場合は、そのうち外来診療分として既に支給された額を差し引いた金額が対象

▼申請手続

【愛西市国民健康保険にご加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら申請してください。

【後期高齢者医療保険にご加入の方】

対象となる方へ郵送でご案内します。案内が届きましたら申請してください。既に高額療養費振り込み口座を登録いただいている方は、申請の必要はありません。

▼必要書類

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・自己負担額証明書(計算期間内で医療保険者の変更になった場合に必要)
- ・印鑑・振込先通帳
- ・通知カードまたは個人番号カードなど(個人番号確認のため)

▼申請場所／保険年金課または各支所
※基準日に、被用者保険(会社の保険など)や愛西市以外の国民健康保険・後期高齢者医療保険にご加入の方は、それぞれの医療保険者へお問い合わせください。

e-tax用の利用者識別番号(ID)・パスワード発行イベント

問 津島税務署 ☎(26)2161

税務課 ☎(55)7123

今回より、愛西市役所で確定申告を受け付けする際に必要な利用者識別番号の発行イベントを開催します。

▼日時・場所／1月24日(木)愛西市文化会館・1月31日(木)佐織公民館

両日とも午前10時～11時・午後1時

※当日は、運転免許証・健康保険証などをご持参ください。

【愛知県特定最低賃金】が12月16日から改定されました

問 津島労働基準監督署 ☎(26)4155

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、平成30年12月16日から5業種を改定しました。

【特定最低賃金】

鉄鋼業	957円
はん用機械器具製造業	928円
電気機械器具製造業	901円
輸送用機械器具製造業	936円
自動車(新車)小売業	921円

加入していますか?労働保険

問 愛知労働局労働保険適用事務組合課 ☎052(21)5503

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したものです。正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態に関わらず、一人でも労働者を雇った場合は、事業主(農林水産の一部の事業は除く)は労働保険に加入する義務があります。

無戸籍でお困りの方へ 無戸籍の方をご存知の方へ

問 市民課 ☎(55)7112

日本国籍を有するものの、出生の届出がされないことにより、戸籍に記載がない方は、戸籍謄本等により身元を証明することができないため、生活上様々な不利益を被ることがあります。

法務局では、このような方が適正な手続きにより戸籍に記載されるための支援を行っていますので、ぜひご相談ください。

【相談窓口】

●名古屋法務局津島支局

☎(26)2423(呼出番号)

平日：午前8時30分～午後5時15分